

狭山市立狭山台中学校 部活動に係る基本方針

- ◆本校における部活動の位置づけ
- 教育課程外の活動ではあるが、学校教育活動の一環とする。
 - 生徒の自主的活動を、教師が指導援助する場とする。
 - 生徒の個性伸長、個人的・集団的技能を伸長していく場とする。
 - 生徒間の友情を深め、学年を超えた望ましい人間関係を育てる場とする。
- ◆活動の基本方針
- 学習活動と部活動との両立をとおして、充実した学校生活の実践を図る。
 - 計画的で効果的な活動の実践をとおして、生徒の心身の健康の増進を図る。
- ◆指導体制の整備について
- 管理職は、適宜部活動の視察を実施する。また、必要に応じて顧問と相談し、支援する。
 - 必要に応じて外部指導者（部活動指導・支援員）を活用し、専門的な指導を生徒に提供する。
- ◆具体的な活動の進め方について
- 施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努め、生徒にも安全な活動の仕方を徹底する。
 - 教員による部活動顧問会及び生徒による部活動委員会を設置し、定期的に情報交換を行う。
 - 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問教諭、学級担任、養護教諭等の連携を図る。
 - 教職員全員が参加する心肺蘇生法や AED 使用の研修を実施する。
 - 生徒が自主的・自発的に活動できるよう、校外で実施される研修会・講習会等への参加を推進する。
 - 部活動費用（部費など）を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、 会計報告を行うなど適正な処理を実施する。
 - 体罰やハラスメントの根絶を目指し、教職員や外部指導者の研修を実施する。
- ◆部活動の活動時間について
- ① 1 日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は、3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。この活動時間には準備、片付け、会場準備等の時間は含まない。
 - ② 市内大会より上位の大会へ出場を果たした場合、平日における延長部活を認める（1 時間程度）。
 - ③ 朝練習に関しては最終下校時刻が17：30または18：00の期間は実施しない
3 月から新人戦終了までは実施しない。
（ただし学校総合体育大会と新人体育大会の2 週間前は実施できる）
- ◆適切な休養日等の設定について
- ① 学期中は、原則として週当たり2日以上以上の休養日を設ける（平日1 日、土曜及び日曜日(週末)は、どちらか1 日を休養日とする）。*本校は月曜日が部活動ありません
 - ② 週末に大会・コンクール等への参加で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える（振替の休養日は、部によって異なる）。
 - ③ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。原則、学校閉庁日(8/13～15)を含む一定程度長期の休養期間(オフシーズン)を設け、部活動は、停止期間とする。
 - ④ 定期考査前5日及び期間中の部活動は、活動停止期間とする。（但し、公式戦地区大会、県大会等と日程が重なる場合は、活動することがある）。

狭山台中部活動の確認事項

- 1 部活動への参加
○任意加入制とする。
- 2 部活動の成立の条件
○生徒・教師の希望、教育的価値を考慮し、活動する部を決定する。
○生徒(部員)の数が少なく、大会等に参加できない場合、休部もしくは廃部の方向で新入生を募集しない。
- 3 設置している部活動（令和6年4月現在）

【運動部】13種	陸上競技（男女）	男子ソフトテニス	女子ソフトボール	柔道（男女）
	野球（男女）	女子ソフトテニス	女子バレーボール	
	サッカー（男女）	男子バスケットボール	男子卓球	
	剣道（男女）	女子バスケットボール	女子卓球	
【文化部】4種	吹奏楽（男女）	美術（男女）	茶道（男女）	ものづくり（あすなる）

- 4 入部・退部手続き
○1 年生は、部活動見学、仮入部を経て、所定の入部届を提出する。
○2・3 年生は、各学年の当初に継続願を提出する。
○入部届・継続願については、顧問と担任に提出する。
○退部をする場合は、担任・顧問等と相談、所定の用紙に記入、保護者の了解を得て退部届を提出する。
○退部後の別の部活動への入部（転部）については、仮入部を経て入部届を提出する。
- 5 各部は次のことを守って活動する
 - ①朝練習（火～金）の活動は7：30～8：05。昇降口は、7：15より前に解錠しない。
 - ・原則として、顧問教師は学校に来ていること。
 - ・インフルエンザの流行などにより、朝練・午後練のない時期を設けることがある。*上記のルールは朝練習活動時期において適用する
 - ②放課後（火～金）の活動は、下校時刻の20分前までとする。
 - ③休日・祝日は、教師がついて活動する。
 - *部活動指導員配置部活（女子バレーボール部）は、指導員だけでも活動可とする。
 - ・原則として、文化部の生徒以外は、校舎内に入れない。トイレの使用も同様に校舎内は使用しない。
 - ・運動部の生徒は、体育館または武道場のトイレを使用する。
 - ・学校公開日（第二土曜日）の午後の部活動に関しては、顧問判断で活動時間等を決める。弁当の持参も可とするが、食べる場所の管理は、顧問が責任を持って行う。※弁当持参の場合は、朝練習なし。（1 名でも弁当がいれば部としてなし）
 - ④延長部活は、校長の承認を受け、職員会議（職集）等で周知する。以下の規定内とする。
 - ・運動部：公式大会の地区大会・県大会以上の大会に参加する場合（あるいは学校長が認めた場合）
 - ・文化部：コンクール・地区、県発表会に参加する場合
 - ・大会の2週間程度前から1時間程度の活動を許可する。その際、保護者にも文書で周知する。下校に際しては、安全に十分配慮する（特に冬季期間中）。
 - ⑤飲食物について
 - ・飲み物はお茶類が望ましい。土・日・大会はペットボトルでのスポーツドリンクも可とする。
 - ・登下校中の飲食は禁止とする。大会や試合の行き帰りの時も同様。
 - ⑥防寒具等について
 - ・部活動ごとのウィンドブレーカーは各部で認められた物とする。原則、部活動以外では着用しないこととするが、通常の登下校の防寒着としても可とする。
 - ⑦登下校について
 - ・基本は、学校指定の制服、または学校指定の体育着・ジャージ、各部で認められたユニフォームまたは練習着とする。
 - ・徒歩通学を原則とする。ただし、大会や練習試合等で他校や他会場に行く場合はこの限りではない。
 - ・自転車利用については、自転車保険に加入していること、ヘルメットを着用することを条件とする。

期 間	時 刻
4/1～9/10	6：00
9/11～新人戦まで	5：30
新人戦終了～10/31	5：00
11/1～1/20	4：30
1/21～2月末日	5：00
3/1～3/31	5：30